人 事 委 員 会 年 報

平 成 ２ ８ 年 度

鳥 取 県 人 事 委 員 会

目　　次

第１部　人事委員会の組織と運営

第１章　人事委員会
一　人事委員会の設置……1
二　人事委員会の構成及び運営……1
三　人事委員会の権限……1
四　人事委員会の開催状況……2
五　人事委員会規則の制定・改廃……6
六　条例の制定・改廃に関する意見の申し出……7

第２章　事務局
一　組織……8
二　事務分掌……8

第２部　人事委員会の業務

第１章　職員の任用
一　任用制度の概説……9
　1　任用の意義、種類……9
　2　任用の根本基準……9
　3　任用の方法……9
二　採用試験等の状況……9
　1　採用試験……9
　2　昇任試験……17
　3　選考による任用……17
三　育休任期付職員制度……18
四　任期付職員制度……18
五　任期付研究員制度……19
六　外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）……19
七　公益的法人等への職員派遣制度……20
八　臨時的任用……20

第２章　職員の給与
一　職員給与の実態……21
二　民間給与の実態……22
三　職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告……25
四　平成 28 年度支払監理の実施状況……29

第３章　職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務
一　概説……30
二　勤務時間、休日及び休暇……30
三　職務に専念する義務の特例……32
四　県費負担教職員の特別休暇の特例……32

第４章　職員の福祉及び利益の保護

一　概説‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
二　厚生福利及び公務災害補償制度‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
三　勤務条件に関する措置要求‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
1　措置要求の意義‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
2　措置要求事案の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33
四　不利益処分に関する審査請求‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34
1　審査請求の意義‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34
2　審査請求事案の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34
五　職員からの苦情処理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34
1　苦情処理の意義‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34
2　苦情申出事案の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥34

第５章　職員団体

一　概説‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥36
二　職員団体の登録‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥36
1　登録の意義及び効果‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥36
2　登録職員団体‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥36
3　平成 28 年度の職員団体登録申請取扱件数‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥37
三　管理職員等の範囲の指定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥37

第６章　労働基準監督

一　概説‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥38
二　労働基準監督の職権行使の区分‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥38
1　人事委員会が職権を行使する機関‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥38
2　労働基準監督署長が職権を行使する機関‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥39
三　労働基準監督の職権の内容 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥39
1　労働基準法に基づく職権‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥39
2　労働安全衛生法に基づく職権‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥39
四　平成 28 年度の取組状況 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥40
1　労働基準監督事項の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥40
2　その他 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥41
五　平成 28 年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥41

第７章　公平委員会の事務の受託

一　概説‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥42
二　受託団体‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥42
1　町村‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥42
2　一部事務組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥43
3　広域連合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥43
三　受託事務の内容‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥43
四　受託事務の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥44
1　措置要求事案の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥44
2　審査請求事案の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥44
3　苦情申出事案の取扱状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥44
4　職員団体の登録状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥44
5　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について‥‥‥45
6　管理職員等の範囲の指定の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥45

人事委員会委員・事務局職員名簿‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥47

第１部　人事委員会の組織と運営

第１章　人事委員会

一　人事委員会の設置

昭和 26 年６月 12 日（地方公務員法第７条第１項、鳥取県人事委員会設置条例）

二　人事委員会の構成及び運営

（１）構成

３人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第９条の２第１項）

（２）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第９条の２第２項）

（３）委員の任期

４年（地方公務員法第９条の２第 10 項）

（４）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第 10 条）

（５）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第 11 条）

三　人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

・人事評価、給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
・職員に関する条例の設定・改廃についての議会への意見の申し出
・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
・給与の支払いの監理
・競争試験又は選考の実施
・臨時的任用の承認
・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
・労働基準監督機関としての職権の行使
・勤務条件に関する措置の要求の審査
・不利益処分に関する審査請求の審査
・再就職した元職員の働きかけ規制違反に対する監視
・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
・職員の苦情処理

四　人事委員会の開催状況

回	年　月　日	議　　事
1	平成28.4.21	議案第１号　鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について 議案第２号　鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について 議案第３号　平成２８年職種別民間給与実態調査の実施について 議案第４号　人事委員会規則の一部改正について（公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則関係） 報告第１号　２０１６年度給与勧告等に関する要求書について 報告第２号　職員からの苦情相談について（事案番号２８年－３号）
2	平成28.5.9	議案第１号　人事委員会定めの制定について（人事委員会事務局長に係る「人事評価実施要領」関係） 議案第２号　人事委員会委員長通知の一部改正について（職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針関係）
3	平成28.5.19	議案第１号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ（１回目））の第１次試験合格者の決定について 議案第２号　選考により採用することができる職に係る承認について 議案第３号　平成２７年（不）第１号事案に係る判定について 議案第４号　審査請求の受理及び審査員の指名について 議案第５号　人事委員会規則及び人事委員会委員長通知の一部改正について（勤勉手当関係） 議案第６号　「２０１６年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について 議案第７号　労働基準法第４１条の規定に基づく宿日直勤務の許可について
4	平成28.6.1	議案第１号　人事委員会規則等の一部改正について（任用規則等関係） 議案第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第３号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ（２回目））の実施について 議案第４号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ｂ）の実施について 議案第５号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について 議案第６号　選考により採用することができる職に係る承認について（医療技術職関係） 議案第７号　労働基準法第４１条の規定に基づく宿日直勤務の許可について 報告第１号　職員からの苦情相談について（事案番号２８年－１号）

回	年　月　日	議　　事
5	平成28.6.17	議案第１号　選考により採用することができる職に係る承認について（知的障がい者） 議案第２号　選考により採用することができる職に係る承認について（原子力技術職） 議案第３号　職員の職務に専念する義務の免除について 報告第１号　職員団体の登録抹消について
6	平成28.7.6	議案第１号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第１次試験合格者の決定について 議案第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第１次試験合格者の決定について 議案第３号　職員の採用選考について 議案第４号　労働基準法第４１条の規定に基づく宿日直勤務の許可について 報告第１号　職員からの苦情相談について（事案番号２８年－２号）
7	平成28.7.15	議案第１号　選考により採用することができる職に係る承認について（講師） 議案第２号　解雇予告の除外認定について
8	平成28.8.18	議案第１号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について 議案第３号　選考により採用することができる職に係る承認について（弁護士） 報告第１号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ（１回目））の採用候補者の決定について 報告第２号　国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について
9	平成28.9.2	報告第１号　２０１６年度給与勧告等に関する要求書について
10	平成28.9.9	議案第１号　選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）
11	平成28.9.15	議案第１号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師））の実施について 報告第１号　職員からの苦情相談について（事案番号２８年－４号）
12	平成28.9.27	議案第１号　選考により採用する職に係る承認について（プログラマ） 議案第２号　職員の職務に専念する義務の免除について
13	平成28.10.4	議案第１号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の第１次試験合格者の決定について 議案第２号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ（２回目））の第１次試験合格者の決定について

回	年　月　日	議　　事
		議案第３号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ｂ）の第１次試験合格者の決定について 議案第４号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の第１次試験合格者の決定について 議案第５号　「２０１６年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について
14	平成28.10.6	議案第１号　職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について
15	平成28.10.18	報告第１号　平成２４年度支払監理における口頭指摘事項への対応状況について
16	平成28.11.10	議案第１号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について
17	平成28.11.25	議案第１号　条例改正に対する本委員会の意見について 議案第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師）の第１次試験合格者の決定について 議案第３号　人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について 報告第１号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ｂ）の採用候補者の決定について 報告第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者の決定について
18	平成28.12.16	議案第１号　人事委員会規則等の制定及び一部改正について（給与勧告等関係） 議案第２号　人事委員会規則等の一部改正について（両立支援関係） 報告第１号　平成２８年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ（２回目））の採用候補者の決定について
19	平成29.1.11	議案第１号　関西広域連合に係る公平委員会事務の受託について 議案第２号　平成２８年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第３号　選考により採用する職に係る承認について（警察経験者） 議案第４号　人事委員会規則の一部改正について（職の設置関係）
20	平成29.1.26	議案第１号　平成２９年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について

回	年　月　日	議　　事
		議案第２号　職員の採用選考について
21	平成29.2.7	議案第１号　平成２９年度鳥取県警察官採用試験（警察官Ａ（１回目））の実施について 議案第２号　人事委員会告示の一部改正について（選考により採用する職関係） 議案第３号　選考により採用する職に係る承認について（育種・飼養技術の職関係）
22	平成29.2.16	議案第１号　平成２８年（審）第２号事案に係る裁決について 議案第２号　平成２８年（不）第１号事案に係る審査の終了について
23	平成29.3.2	議案第１号　条例改正に対する本委員会の意見について 議案第２号　職員の採用選考について
24	平成29.3.17	議案第１号　職員の採用選考について 議案第２号　人事委員会規則の一部改正について（給与勧告関係等） 議案第３号　人事委員会規則の一部改正について（職名変更関係） 報告第１号　職員からの苦情相談について（事案番号２９年－１号）
25	平成29.3.30	議案第１号　人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係等） 議案第２号　人事委員会規則等の一部改正について（育児休業及び勤務時間関係） 報告第１号　事業場調査の結果について 報告第２号　職員からの苦情相談について（事案番号２９年－２号） 報告第３号　職員からの苦情相談について（事案番号２９年－３号）

五　人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規　　則　　名	概　　要
平成28. 4. 26	17	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 5. 20	18	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成28. 6. 1	19	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	精神障がい者の採用試験導入に伴う改正
平成28. 11. 21	20	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 11. 21	21	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 11. 21	22	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 12. 20	23	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成28. 12. 20	24	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成28. 12. 20	25	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成28. 12. 20	26	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴う改正
平成28. 12. 22	27	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴う改正
平成29. 1. 13	1	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29. 3. 24	2	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成29. 3. 24	3	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29. 3. 24	4	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	所要の改正
平成29. 3. 24	5	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29. 3. 28	6	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う改正

公布年月日	規則番号	規　　則　　名	概　　要
平成29．3．31	7	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29．3．31	8	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29．3．31	9	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29．3．31	10	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成29．3．31	11	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴う改正
平成29．3．31	12	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

六　条例の制定・改廃に関する意見の申し出

地方公務員法第５条第２項の規定により、平成２８年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照会年月日 回答年月日	条　例　案　名	意見の申し出の概要
平成28年11月25日 平成28年11月25日	・職員の給与に関する条例等の一部改正について ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成29年２月22日 平成29年３月２日	・職員の退職手当に関する条例の一部改正について ・職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につい	異議なし

第２章　事務局

一　組織（平成 29 年４月１日現在）

職員定数　１１人　　現員　１２人

事務局長 ―― 次長（兼任用課長）
- （任用課長）
- 給与課長

二　事務分掌

課　　名	事　　務　　分　　掌
任 用 課	1　任用及び服務制度に関すること。 2　職員の研修及び人事評価制度に関すること。 3　人事記録に関すること。 4　職員の分限及び懲戒に関すること。 5　勤務条件に関する措置の要求に関すること。 6　不利益処分に関する審査請求に関すること。 7　職員からの苦情処理に関すること。 8　職員の厚生福利制度に関すること。 9　退職管理に関すること。 10　公平委員会の受託事務に関すること。 11　人事委員会の会議に関すること。 12　事務局の人事、予算、決算、経理に関すること。 13　事務局の庶務に関すること。
給 与 課	1　給与制度に関すること。 2　給与の支払監理に関すること。 3　給与に関する報告並びに勧告及び意見に関すること。 4　職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。 5　旅費に関すること。 6　職員の勤務時間及び休暇に関すること。 7　職員団体に関すること。 8　労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

第２部　人事委員会の業務

第１章　職員の任用

一　任用制度の概説

１　任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の４種類がある。（地方公務員法第 17 条第１項）

２　任用の根本基準

①　全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。（地方公務員法第 13 条）

②　任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。（地方公務員法第 15 条）

３　任用の方法

競争試験及び選考の２種類がある。（地方公務員法第 17 条の２）

二　採用試験等の状況

１　採用試験

（１）平成２８年度の特徴

○　人物試験と論文試験の配点比率を変更（４：１→５：１）した。（警察職員を除く）

○　大学卒業程度の事務（総合分野コース）において、教養試験とエントリーシートの配点比率を変更（２：１→１：１）した。

○　民間企業等経験者対象の事務（文化芸術コース、スポーツコース）を新設した。

○　民間企業等経験者対象の事務（地方創生コース）を事務（地域おこし・地方創生コース）に変更した。

○　身体障がい者対象試験に精神障がい者を対象に加えて、身体障がい者・精神障がい者対象試験として実施した。

（２）平成２８年度の採用試験実施状況

①　実施概要

試験の種類	職　　種	受験資格 （年齢要件）	試験科目 第１次試験	試験科目 第２次試験
県職員 （大卒程度）	事務 （一般コース） （環境コース） （総合分野コース） 社会福祉 （福祉コース） （心理コース） 総合化学 （一般コース） （食品化学コース） 薬剤師 （公衆衛生コース） 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 水産 建築 機械	薬剤師（公衆衛生コース） 保健師 35歳以下 獣医師 50歳以下 その他の職種 22歳以上35歳以下（飛）	事務（総合分野コース）以外 教養試験（択一式） 専門試験 （択一式又は 択一式及び記述式） 論文試験 適性検査 事務（総合分野コース） 教養試験（択一式） エントリーシート 論文試験 適性検査	人物試験
	追加募集 林業 土木 獣医師	獣医師 50歳以下 その他の職種 22歳以上35歳以下（飛）	教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 論文試験 適性検査	人物試験
県職員 （民間企業等経験者対象）	事務 （文化芸術コース） （スポーツコース） （地域おこし・地方創生コース） （一般コース）	59歳以下	基礎能力試験（択一式） エントリーシート 論文試験 適性検査	人物試験
県職員 （短卒程度）	保育士	35歳以下	教養試験（択一式） 専門試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 （高卒程度）	一般事務 土木 警察事務	警察事務以外 18歳以上21歳以下	警察事務以外 教養試験（択一式） 専門試験（択一式）	警察事務以外 人物試験

		警察事務 18歳以上23歳以下	作文試験 適性検査 ※専門試験は土木のみ 警察事務 教養試験（択一式） 適性検査	警察事務 人物試験 作文試験 身体検査
県 職 員 （身体障がい者、精神障がい者対象）	一般事務	18歳以上35歳以下	教養試験（択一式） 作文試験 適性検査	人物試験
警 察 官 （警察官Ａ）	１回目 男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道 ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官 ２回目 男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道	ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官以外 33歳以下 ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官 38歳以下	教養試験（択一式） 適性検査	人物試験 論文試験 適性検査 身体検査 体力検査 実　　技 専門試験 ※実技は武道のみ ※専門試験はｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官のみ
警 察 官 （警察官Ｂ）	男性 女性	18歳以上33歳以下	教養試験（択一式） 適性検査	人物試験 作文試験 適性検査 身体検査 体力検査

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
※（飛）は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
※第１次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第２次試験で評価・判定を行った。
（身体障がい者、精神障がい者対象・一般事務の作文試験は、第１次試験で評価。）

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第１次試験	第１次合格発表	第２次試験	採用候補者発表
県職員（大卒程度）	事務 （一般コース） （環境コース） （総合分野コース） 社会福祉 （福祉コース） （心理コース） 総合化学 （一般コース） （食品化学コース） 薬剤師 （公衆衛生コース） 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 水産 建築 機械	5月 6日 ～23日	6月26日	7月 7日	7月26日 ～8月 9日 （土日除く）	8月19日
	追加募集 林業 土木 獣医師	9月30日 ～ 10月17日	11月13日	11月28日	12月20日	1月12日
県職員（民間企業等経験者対象）	事務 （文化芸術コース） （スポーツコース） （地域おこし・地方創生コース） （一般コース）	5月 6日 ～23日	6月26日	7月 7日	7月23日 ～25日	8月19日
県職員（短卒程度）	保育士	7月29日 ～ 8月15日	9月25日	10月 5日	10月25日 ～27日	11月11日
県職員（高卒程度）	一般事務 土木 警察事務	7月29日 ～ 8月15日	9月25日	10月 5日	警察事務以外 10月25日 ～27日 警察事務 10月28日	警察事務以外 11月11日 警察事務 11月25日
県職員	一般事務	7月29日	9月18日	10月 5日	11月 7日	11月11日

（身体障がい者、精神障がい者対象）		～ 8月15日				
警 察 官 （警察官Ａ）	１回目 男性 女性 男性：武道/柔道 男性：武道/剣道 ｻｲﾊﾞｰ犯罪捜査官	4月 1日 ～18日	5月 8日	5月19日	7月 4日 ～ 6日	8月 2日
	２回目 男性 女性 男性：武道/柔道 男性：武道/剣道	7月29日 ～ 8月15日	9月18日	10月 5日	11月10日 ～11日	12月15日
警 察 官 （警察官Ｂ）	男性 女性	7月29日 ～ 8月15日	9月18日	10月 5日	11月 1日 ～2日	11月25日

③ 実施結果　　※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。

（ア）県職員採用試験（大学卒業程度）

職種		公告時採用予定者数	採用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
				男	女	計	男	女	計	男	女	計		
当初募集	事務（一般コース）	22名程度	29名程度	148	92	240	112	65	177	15	14	29	6.1	26
	事務（環境コース）	1名程度	1名程度	5	1	6	5	1	6	1	0	1	6.0	1
	事務（総合分野コース）	12名程度	20名程度	84	49	133	68	40	108	8	12	20	5.4	18
	社会福祉（福祉コース）	2名程度	3名程度	5	8	13	4	7	11	1	2	3	3.7	3
	社会福祉（心理コース）	2名程度	2名程度	2	3	5	1	3	4	1	1	2	2.0	2
	総合化学（一般コース）	1名程度	1名程度	11	8	19	9	6	15	1	0	1	15.0	1
	総合化学（食品化学コース）	1名程度	1名程度	3	1	4	2	1	3	1	0	1	3.0	1
	薬剤師（公衆衛生コース）	1名程度	2名程度	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1.0	0
	保健師	4名程度	4名程度	2	11	13	2	8	10	1	3	4	2.5	2
	農業	6名程度	7名程度	18	4	22	15	3	18	5	2	7	2.6	6
	林業	6名程度	4名程度	11	3	14	9	2	11	3	1	4	2.8	3
	土木	7名程度	8名程度	20	3	23	16	2	18	7	1	8	2.3	5
	獣医師	6名程度	4名程度	3	3	6	3	2	5	2	2	4	1.3	2
	畜産	1名程度	1名程度	2	0	2	2	0	2	1	0	1	2.0	1
	水産	4名程度	4名程度	13	1	14	10	1	11	3	1	4	2.8	4
	建築	1名程度	1名程度	1	2	3	1	2	3	0	1	1	3.0	1
	機械	2名程度	2名程度	9	0	9	3	0	3	2	0	2	1.5	2
	小計	79名程度	94名程度	338	190	528	263	144	407	53	41	94	4.3	78
追加募集	林業	3名程度	2名程度	19	3	22	10	3	13	1	1	2	6.5	2
	土木	2名程度	3名程度	11	1	12	8	0	8	3	0	3	2.7	3
	獣医師	4名程度	1名程度	4	0	4	3	0	3	1	0	1	3.0	1
	小計	9名程度	6名程度	34	4	38	21	3	24	5	1	6	4.0	6
計		88名程度	100名程度	372	194	566	284	147	431	58	42	100	4.3	84

（イ）県職員採用試験（民間企業等経験者対象）

職　種	実施決定時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務（文化芸術コース）	1名程度	0名程度	1	0	1	1	0	1	0	0	0	－	0
事務（スポーツコース）	1名程度	1名程度	3	1	4	3	1	4	1	0	1	4.0	1
事務（地域おこし・地方創生コース）	3名程度	5名程度	27	8	35	23	5	28	4	1	5	5.6	4
事務（一般コース）	10名程度	12名程度	193	60	253	125	47	172	7	5	12	14.3	12
計	15名程度	18名程度	224	69	293	152	53	205	12	6	18	11.4	17

（ウ）県職員採用試験（短大卒業程度）

職　種	公告時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
保育士	1名程度	1名程度	1	5	6	1	5	6	0	1	1	6.0	1

（エ）県職員採用試験（高校卒業程度）

職　種	公告時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	7名程度	10名程度	53	36	89	45	34	79	3	7	10	7.9	8
土木	2名程度	0名程度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	－	0
警察事務	6名程度	11名程度	33	32	65	30	28	58	1	10	11	5.3	8
計	15名程度	21名程度	87	68	155	75	62	137	4	17	21	6.5	16

（オ）県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）

職　種	実施決定時採用予定者数	採　用予定者数	申込者数（人）			第1次試験受験者数（人）			採用候補者数（人）			受験競争率（倍）	採用者数（人）
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
身体障がい者、精神障がい者対象 一般事務	3名程度	3名程度	27	5	32	21	4	25	3	0	3	8.3	1

（カ）警察官採用試験（警察官A）

試験区分		公告時採用予定者数	採用予定者数	申込者数（人）	第1次受験者数（人）	採用候補者数（人）	受験競争率（倍）	採用者数（人）
1回目	男性	25名程度	15名程度	90	85	15	5.7	9
	女性	3名程度	6名程度	15	14	6	2.3	4
	男性（武道/柔道）	2名程度	0名程度	0	－	－	－	0
	男性（武道/剣道）	2名程度	0名程度	0	－	－	－	0
	サイバー犯罪捜査官	1名程度	3名程度	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1.0	1 (0)
	小計	33名程度	24名程度	108	102	24	4.3	14
2回目	男性	4名程度	0名程度	24	17	0	－	0
	女性	1名程度	0名程度	2	1	0	－	0
	男性（武道/柔道）	2名程度	0名程度	0	－	－	－	0
	男性（武道/剣道）	2名程度	0名程度	0	－	－	－	0
	小計	9名程度	0名程度	26	18	0	－	0
計		42名程度	24名程度	134	120	24	5.0	14

※サイバー犯罪捜査官の（　）は女性の内数。

（キ）警察官採用試験（警察官B）

試験区分	公告時採用予定者数	採用予定者数	申込者数（人）	第1次受験者数（人）	採用候補者数（人）	受験競争率（倍）	採用者数（人）
男性	24名程度	28名程度	100	89	28	3.2	26
女性	3名程度	5名程度	19	17	5	3.4	5
計	27名程度	33名程度	119	106	33	3.2	31

２　昇任試験

（１）昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和４１年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

（２）平成２８年度の実施状況

（単位：人）

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐（警　　部）	146	143	14	10.2
係　　長（警 部 補）	71	71	24	3.0
主　　任（巡査部長）	85	85	29	2.9
計	302	299	67	

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第４条

３　選考による任用

（１）選考により採用する職

選考により採用する職については、平成１４年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第３項ただし書き（当時）による承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成１８年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難い場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種として見直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせた整理を行った。

人事委員会があらかじめ承認した職としては、平成２４年度に他の地方公共団体から派遣される者（市町村職員等）、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を、平成２８年度に精神障がい者をもって補充しようとする職を追加した。

あらかじめ人事委員会の承認を要する職としては、平成２５年度に、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加した。

また、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」として、平成１９年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成２０年度に「診療情報管理士」の職を、平成２２年度に「生態系環境技術」の職を、平成２３年度に「原子力技術」の職を、平成２５年度に「水産種苗生産技術」の職を、平成２６年度に「弁護士」「病院薬剤師」の職を、平成２７年度に「公文書館の専門員」の職を、平成２８年度に「知的障がい者をもって補充しようとする職」、「育種・飼養技術」の職を追加し、平成２１年度には「文化財主事」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い平成２８年度から昇任のための競争試験又は選考は、原則、人事委員会から任命権者の権限となった（引き続き行われる昇任試験（公安職のうち課長補佐及び同相当職以下への昇任）に係るものを除く。）。

①　人事委員会があらかじめ承認した職

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、一般職非常勤職員、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者・精神障がい者をもって補充しようとする職　ほか

②　常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、育種・飼養技術の職及び知的障がい者をもって補充しようとする職

③　競争試験により難い場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認

する職
保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く）の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職
④　競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職
かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの
⑤　単純な労務に従事する職員の職

（２）選考による採用の状況（平成２８年度中の選考の実施状況）

（単位：人）

任命権者	行政職職員		教育職職員	公安職職員	研究職職員	医療職職員	海事職職員	計
	役付職員	役付職員以外の職						
知事	22	29	1	－	－	16	－	68
教育委員会	5	9	13	－	－	1	－	28
警察本部	－	6	－	20	－	－	－	26
企業局	－	1	－	－	－	－	－	1
病院局	－	－	－	－	－	91	－	91
県議会	1	－	－	－	－	－	－	1
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
計	28	45	14	20	－	108	－	215

三　育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成１９年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

（１）育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成１８年度に任用規則上制度化し、地公法第１７条の２第１項に基づく選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（３年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

（２）育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成１９年度の制度導入にあわせ、地公法第１７条の２第１項に基づく選考職種の一つとした。

四　任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成１４年度に設けられたものである。

平成１６年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

１　職種及び対象

（１）特定任期付職員（任期：５年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行する

ことが特に必要とされる業務に従事させる場合

（２）一般任期付職員（任期：５年以内）
①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

（３）上記以外の任期を定めた採用（任期：原則３年以内）
①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

（４）短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則３年以内）
短時間勤務職員を（３）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

２　平成２８年度採用に係る承認実績
なし
※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第３条第３項

五　任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成１３年度に設けられたものである。

１　対　　象
（１）招へい型研究員（任期：原則５年以内）
研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

（２）若手育成型研究員（任期：原則３年以内）
独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

２　平成２８年度採用に係る承認実績
なし

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」第３条第２項

六　外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和６２年度に条例化された制度である。
平成２８年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

27年度末 派遣人数	28年度中実績		28年度末 派遣人数
	派　遣	復　帰	
1	2	1	2

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」
第９条第２項

七　公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成１３年度に条例化された制度である。

平成２１年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

平成２８年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

27年度末 派遣人数	左のうち27年度中派遣期間終了人数	28年度中実績		28年度末 派遣人数
		派　遣	復帰等	
51	21	12	0	42

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第９条

八　臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

平成２８年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

任 命 権 者	採　　用	期 間 更 新	計
知事	50	15	65
教育委員会	547	526	1,073
警察本部	3	－	3
計	600	541	1,141

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第５条

第２章　職員の給与

一　職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成28年４月１日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

（１）　給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

（平成28年４月１日現在）

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,148	43.3	21.4	72.1	6.1	21.8	0.0	66.3	33.7
公安職給料表	1,220	36.9	16.0	55.5	3.8	40.7	0.0	91.3	8.7
教育職給料表(1)	1,700	45.8	23.2	95.4	2.2	2.4	－	57.4	42.7
教育職給料表(2)	3,629	45.3	22.6	99.3	0.7	0.0	－	48.8	51.2
研究職給料表	159	41.3	17.9	100.0	0.0	－	－	82.4	17.6
医療職給料表(1)	33	37.4	13.4	100.0	－	－	－	57.6	42.4
医療職給料表(2)	114	40.9	17.9	74.6	25.4	0.0	－	46.5	53.5
医療職給料表(3)	50	40.5	16.6	10.0	90.0	－	－	0.0	100.0
海事職給料表	38	40.4	19.5	26.3	44.7	29.0	－	100.0	0.0
全給料表	10,091	43.6	21.3	83.9	3.9	12.2	0.0	61.3	38.7

（２）　平均給与月額

（平成28年４月分）

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	314,669　円	346,238　円
扶養手当	9,162	8,961
住居手当	5,698	4,908
地域手当	774	496
その他の手当	9,017	10,415
合計	339,320	371,018

（注）１　給料には、平成27年切替えに伴う経過措置額及び教職調整額を含む。

２　再任用職員は、含まれない。

二　民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成28年４月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所216事業所のうち、無作為に抽出した135事業所（うち９事業所は調査不能等により集計対象外）である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

（１）　産業別、事業所規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人～2,999人	500人～999人	100人～499人	50人～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業・林業	1	－	－	－	－	1
漁業	1	－	－	－	1	－
鉱業、建設業	9	3	－	－	3	3
製造業	54	2	2	5	32	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	23	9	－	3	6	5
卸売・小売業	11	2	－	－	7	2
金融・保険業、不動産業	4	－	1	1	2	－
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	23	1	3	4	11	6
合計	126	17	6	13	62	28

（２） 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）
	人	歳	円	円	円
支店長	11	52.9	681,380	0	681,380
工場長	5	51.3	783,508	0	783,508
事務部長	70	53.0	536,964	96	536,868
技術部長	40	53.9	551,888	2,200	549,688
事務部次長	45	51.2	484,155	557	483,598
技術部次長	12	51.7	481,108	2,773	478,335
事務課長	183	49.3	503,499	6,630	496,869
技術課長	116	49.4	502,678	11,503	491,175
事務課長代理	83	47.1	437,340	48,930	388,410
技術課長代理	29	48.9	462,746	30,035	432,711
事務係長	213	45.1	360,283	38,062	322,221
技術係長	165	45.6	420,127	63,546	356,581
事務主任	168	45.2	353,547	48,909	304,638
技術主任	155	43.3	372,542	51,851	320,691
事務係員	1,044	38.1	260,626	24,745	235,881
技術係員	682	37.6	307,340	37,833	269,507

（注） 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。

（３） 学歴別初任給

職　　種	学　　歴	金　　額
新卒事務員・技術者	大　学　卒	191,017　円
	短　大　卒	171,758　円
	高　校　卒	156,045　円

(注)　採用のある事業所について平均したものである。

（４） 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,568　円
配偶者と子１人	15,274　円
配偶者と子２人	19,434　円

(注)　家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

（５） 特別給の支給状況

企業規模 区　分	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	月分	月分	月分	月分
下　半　期	2.17	2.22	2.01	2.73
上　半　期	1.85	2.00	1.62	1.86
年間の計	4.02	4.22	3.63	4.59

1　下半期は平成27年８月から平成28年１月まで、上半期は同年２月から７月までの期間である。

2　支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

三　職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、平成28年10月６日、地方公務員法第８条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

Ⅰ　職員の給与に関する報告及び勧告の概要

１　給与決定の原則

地方公務員法第24条第２項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合的に勘案する。

２　職員の給与を取り巻く状況

（１）県内民間事業所従業員の給与の状況

・県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の216事業所から135事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して、県職員と比較した。

〈月例給・特別給（ボーナス）の公民比較〉

区　　分	県内民間（Ａ）	県職員（Ｂ）	公民較差（Ａ－Ｂ）
月例給（平成28年４月分）	348,654円	344,967円	3,687円（1.07％）
特別給（平成27年８月～平成28年７月）	4.02月分	4.10月分	△0.08月分

（注）月例給は、ラスパイレス方式による比較

（２）国家公務員の給与の状況

・人事院においては去る８月８日に、公民較差に基づく月例給及び特別給の引上げについての勧告を行った。

〈国公ラス（国＝100）〉

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
95.3	94.8	94.0	101.2 (93.6)	99.1 (91.6)	91.8	91.8	未公表

（注）平成24年及び25年欄中（ ）内は、国の給与減額支給措置による減額前の額で比較

（３）他の都道府県の職員の給与の状況

・他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

・本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

（４）生計費及びその他の事情

・勧告後の給与は、生計費を充足している。

・最近の本県の経済状況をみると、雇用面では、有効求人倍率、新規有効求人倍率ともに高水準の推移をしており、景気の基調としては、一部に弱さが見られるも、持ち直しの動きにある。

3　勧告の考え方及び内容

（1）　給与の改定

ア　月例給（給料及び諸手当）

１の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

（ア）考え方

・県職員の給与が県内民間事業所従業員の給与を1.07%下回っていることから、民間給与との均衡を図るため月例給を引き上げる必要がある。

・国と同様に初任給について民間との間に差があることなどを踏まえ、若年層を中心に改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

（イ）内　容

・本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準を引き上げる。

・管理職手当について、給料表に準じた改定を行う。

・初任給調整手当について、国に準じた改定を行う。

＜参考＞改定後の月例給

	現行	改定後	改定額	改定率
月例給	344,967円	348,638円	3,671円	1.06%

イ　特別給（期末手当・勤勉手当）

（ア）考え方

・県職員の特別給の支給月数が県内民間事業所の特別給の月数を0.08月分上回っていたことから、民間の特別給の月数に見合うよう、支給月数を引き下げる必要がある。

（イ）内　容

・期末手当の支給月数を0.10月分引き下げ、4.10月（現行）から4.00月とする。

（一般の職員の場合の支給月数）

年度	区分	６月期	12月期
平成28年度	期末手当 勤勉手当	1.170月（支給済み） 0.785月（支給済み）	1.260月（現行1.360月） 0.785月（改定なし）
平成29年度以降	期末手当 勤勉手当	1.145月 0.785月	1.285月 0.785月

＜参考＞給与改定による年間給与の影響額（行政職一人当たり平均）

	現行	改定後	影響額(※)	改定率
年間給与	5,483,989円	5,507,940円	23,951円	0.44%

※ 影響額の内訳　〔月例給 43,883円、特別給 △19,932円〕

（2）　扶養手当の見直し

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、国に準じて、以下のとおり見直しを行う。

・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引下げ。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額の引上げを行う。（配偶者及び父母等：6,500円、子：7,900円）
・行政職給料表適用者９級相当の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。
・行政職給料表適用者８級相当の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円とする。
・配偶者に係る手当額の引下げは、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それに合わせて子に係る手当額の引上げを行う。

（３）　実施時期

・月例給　　平成28年４月１日
・特別給　　改正条例の公布日
・扶養手当　平成29年４月１日（段階的に実施）

Ⅱ　人事管理に関する報告の概要

1　仕事と家庭生活の両立支援

平成28年、人事院は、民間労働法制の改正内容に即して、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大などについて勧告等を行った。本県においても、働きながら育児や介護がしやすい環境整備の必要性は民間や国と同様であることから、国に準じて制度を見直す必要がある。

2　時間外勤務の縮減対策

各任命権者において時間外勤務の縮減に向けた様々な取組が進められている。引き続き勤務実態の正確な把握に努め改善していく必要がある。

3　労働災害の防止

単なる法令遵守にとどまらず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に取り組む必要がある。

4　職員の健康保持

長時間労働は身体のみならず心の健康にも害を及ぼすものであることから、長時間労働の実態把握や面接指導等の措置により、職員の健康保持に努める必要がある。

ストレスチェックなどを有効に活用し、メンタルヘルスケアの充実に努めることが必要である。

5　良好で働きやすい職場環境の確保

男女雇用機会均等法の改正等を踏まえ、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等、あるいは性的指向や性自認を理由とした、上司、同僚による就業環境を害する行為を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。

6　高齢期の雇用問題

本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、国の動向を注視しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

7　非常勤職員等の勤務条件

民間労働法制の改正内容を踏まえ、介護休暇等の制度について常勤職員に準じて必要な見直しを行うことが適当である。

８　障がい者の雇用

各任命権者とも法定雇用率は達成している状況ではあるが、引き続き障がい者雇用に係る取組について点検し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。

９　能力・実績に基づく人事管理の推進

限られた人的資源の下で公務能率の維持・向上を図るためには、育児や介護、病気等により現に働き方に制約がある職員や、これらのために必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、これまで以上に柔軟な人事管理も必要である。

Ⅲ　参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成28年11月議会において、県給与条例等の改正が当該勧告どおりに行われた。

四　平成28年度支払監理の実施状況

<table>
<tr><th>任命権者</th><th>所　　属　　名</th><th>支払監理の主な目的</th></tr>
<tr><td>知事部局</td><td>西部総合事務所地域振興局商工観光課</td><td rowspan="3">・時間外勤務の事前申請等の状況の把握
・勤務時間（開始時間・終了時間）の把握状況・方法の把握
・時間外勤務命令・実績確認の状況の把握
・時間外勤務の要因・縮減策の把握

ほか</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>米子工業高等学校
日野高等学校</td></tr>
<tr><td>警察本部</td><td>米子警察署
黒坂警察署</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2">５所属</td></tr>
</table>

第３章　職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一　概　　説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第 24 条第５項及び第６項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第 35 号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第 36 号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第 35 条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第５号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二　勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について、県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について、職員の修学部分休業に関する条例施行規則、職員の修学部分休業制度の運用について、臨時的任用職員の休暇について及び臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除についての改正を行った。

項目	内容	施行期日	備考
フレックスタイム制の導入に伴う実施規定の整備	・１日の最短勤務時間数、コアタイム、フレキシブルタイム、申告の基準、割振りの基準、割振りの期限、勤務時間の割振り後の変更、週休日及び勤務時間の割振り等の明示及び育児又は介護を行う職員の特例等の実施規定の整備を行った。	平成28.4.1	規則及び定めの改正
子育て部分休暇の導入に伴う実施規定の整備	・当該休暇制度の請求要件、給与の取扱い、承認手続き等の実施規定の整備を行った。	平成28.4.1	規則及び定めの改正
高齢者部分休業の導入に伴う実施規定の整備	・対象職員、申請手続、休業の単位時間、休業の取消し・時間短縮及び延長、給与の取扱い等の実施規定の整備を行った。	平成28.4.1	規則及び定めの改正
臨時的任用職員の休暇にかかる取扱いの見直し	・一の任用期間終了後に、臨時的任用職員取扱要綱に基づく特例承認を受けて、同一年度内に再度、臨時的任用職員に任用される場合、再度の任用前後の任用期間を一連の任用期間とみなして休暇を付与することとした。	平成28.4.1	定めの改正

介護休暇の分割取得の導入に伴う実施規定の整備	・指定期間の指定手続き（指定期間の指定、指定期間の延長・短縮、私的機関の通算方法）、指定期間内の介護休暇の請求・承認の手続き及び時間単位の介護休暇（介護時間との調整）等の実施規定の整備を行った。 ・介護休暇等に関する祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件を撤廃した。	平成29.1.1	規則及び定めの改正
介護時間の導入に伴う実施規定の整備	・介護時間の単位、介護時間の時間帯、部分休業との調整、介護時間の請求・承認の手続き及び介護時間を取得した場合の給与減額の方法等の実施規定の整備を行った。	平成29.1.1	規則及び定めの改正
育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴う実施規定の整備	・育児休業等に係る「子」と同様に、育児のためのフレックスタイム制の特例、子の介護休暇、育児参加のための休暇、ドナー休暇、忌引き休暇に係る「子」の範囲についても拡大する規定の整備を行った。	平成29.1.1	規則及び定めの改正

三　職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第２条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成28年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第３回世界ろう者陸上競技選手権大会に日本代表の選手として出場する場合	教職員	参加日程のうち勤務を要する日	平成28.6.17
職員が第71回国民体育大会に鳥取県代表の監督として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	平成28.9.27

四　県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。平成28年度承認事例なし。

第４章　職員の福祉及び利益の保護

一　概　　説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第 41 条）。

そして、同法第 42 条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の制度を規定している。

二　厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第 42 条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第 43 条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第 45 条）。

三　勤務条件に関する措置要求

１　措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第 46 条～第 48 条）。

２　措置要求事案の取扱状況

平成２８年度においては、前年度からの係属事案は０件、新規要求事案は０件、年度中処理事案は０件、年度末の未処理事案は０件となっている。

四　不利益処分に関する審査請求

1　審査請求の意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に審査請求を行うことができ、これを受けて人事委員会は、この審査請求について審査し、裁決を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第 49 条の２～第 51 条の２）。

2　審査請求事案の取扱状況

平成２８年度においては、前年度からの係属事案は３件、及び新規要求事案は０件、年度中の処理事案２件で、年度末の未処理事案は１件となっている。

平成２８年度中処理事案

事　案　名	不服申立人 審理方法	処分者	不服申立の趣旨	判定結果	受理年月日 処理年月日
平成 27 年(不)第１号事案	A 書面審理	B	分限免職処分の取消	処分承認	平成 27 年２月 18 日 平成 28 年５月 19 日
平成 28 年(不)第１号事案	C 書面審理	D	懲戒免職処分の取消	取消判決確定に伴う審査終了	平成 28 年２月 16 日 平成 29 年２月 16 日

五　職員からの苦情処理

1　苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第８条第１項第 11 号）。

2　苦情申出事案の取扱状況

平成２８年度においては、前年度からの係属事案２件、年度中の新規申出事案４件、年度中の処理事案６件で、年度末の未処理事案は０件となっている。

平成２８年度中処理事案

事案名	申 出 人 受付方法	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日 処理年月日
平成２８年－１号	A 電子メール	人事評価等に関する疑問及び不満	関係者への聞取及び助言	平成 28 年３月 23 日 平成 28 年５月 18 日
平成２８年－２号	B 電子メール	人事評価に関する疑問及び不満	関係者への聞取及び助言	平成 28 年３月 28 日 平成 28 年４月７日
平成２８年－３号	C	職員に関する不満	関係者への聞	平成 28 年４月５日

	電子メール		取及び助言	平成 28 年４月 13 日
平成２８年－４号	D	業務に関する悩み及び上司に関する不満	関係者への聞取及び助言	平成 28 年８月 15 日
	電子メール			平成 28 年９月２日
平成２９年－２号	E	昇任及び配置に関する疑問及び不満	関係者への聞取及び助言	平成 29 年３月８日
	電子メール			平成 29 年３月 15 日
平成２９年－３号	F	配置に関する疑問及び不満	申出人への聞取及び助言	平成 29 年３月 24 日
	電話			平成 29 年３月 24 日

（注）　申出人が特定される事項等については記載しない。

第５章　職員団体

一　概　　説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第 52 条第１項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

・職員団体の登録

・管理職員等の範囲の指定

二　職員団体の登録

１　登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第 53 条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

①　職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。

②　人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。

③　職員団体の役員の在籍専従が認められること。

２　登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の　別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町１丁目271 県庁第２庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校教職員組合	鳥取市大榎町７-１	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町７-１	連合体	昭和 41.10.7	有

３　平成 28 年度の職員団体登録申請取扱件数

区　　分		件　　数
新　規　登　録		0 件
変更登録	役員変更	2 件
	規約変更	1 件
合　　計		3 件

三　管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 30 号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
平成28.11.21	21	組織改正及び職の新設・改廃に伴い、所要の改正を行った。
平成29.３.31	9	組織改正及び職の新設・改廃に伴い、所要の改正を行った。

第６章　労働基準監督

一　概　　説

地方公務員法第 58 条第３項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第５項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第１第 11 号、第 12 号及び官公署（同法別表第１に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二　労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第 58 条第５項、労働基準法別表第１）。

１　人事委員会が職権を行使する機関

（平成 29 年３月 31 日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機　関　の　名　称
第12号	教育･研究・調査	54	職員人材開発センター　衛生環境研究所　農業大学校　農業試験場　園芸試験場　畜産試験場　中小家畜試験場　林業試験場　看護専門学校　消防学校　産業人材育成センター　水産試験場　栽培漁業センター　鳥取賀露かにっこ館　教育センター　青年の家　少年自然の家　むきばんだ史跡公園　埋蔵文化財センター　県立高等学校　盲学校（寄宿舎を除く。）　聾学校　養護学校　高等特別支援学校（寄宿舎を除く。）　警察学校
別表第１以外	上記以外の機関	66	議会事務局　知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、農業大学校を除く。）　東京本部　関西本部　名古屋代表部　砂丘事務所　消費生活センター　山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館　中部地震復興本部事務局　取締船　消防防災航空センター　公文書館　総合事務所地域振興局　県税事務所 生活環境事務所　工事検査事務所　福祉相談センター　児童相談所　婦人相談所　交通事故相談所　男女共同参画センター　農林事務所　鳥獣対策センター　病害虫防除所　境港水産事務所　鳥取空港管理事務所　教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。）教育局　選挙管理委員会事務局　監査委員事務局　人事委員会事務局　労働委員会事務局　海区漁業調整委員会事務局　内水面漁場管理委員会事務局　警察本部　自動車警ら隊　自動車運転免許試験場　警察署
合　　計		120	

２　労働基準監督署長が職権を行使する機関

（平成 29 年３月 31 日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機　関　の　名　称
第１号	製造･加工	2	企業局東部事務所　企業局西部事務所
第３号	土木･建築	6	県土整備事務所及び総合事務所県土整備局　鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	17	福祉保健事務所及び総合事務所福祉保健局　喜多原学園　皆成学園　総合療育センター　鳥取療育園　中部療育園　精神保健福祉センター　食肉衛生検査所　家畜保健衛生所　寄宿舎　病院
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局　病院局総務課
合　計		27	

三　労働基準監督の職権の内容

１　労働基準法に基づく職権

・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第 18 条第２項）
・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第 19 条第２項及び第 20 条第３項）
・一斉休憩除外許可（労働基準法第 34 条第２項）
・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第 36 条第１項）
・断続的勤務の許可（労働基準法第 41 条第３号）
・その他の業務

２　労働安全衛生法に基づく職権

・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛法第 88 条第１項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 10 条）
・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第 38 条、ボイラー及び圧力容器安全規則第 14 条等 ）
・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 52 条）
・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条）
・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛法第 12 条第１項及び労働安全衛生規則第７条第２項等）
・その他の業務

四　平成 28 年度の取組状況

1　労働基準監督事項の取扱状況

項　　目	処　理　件　数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	61
解雇予告の除外認定	1
宿直又は日直勤務許可	3
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	31
労働者死傷病報告の受理	9
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	1
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	1
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	1
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	41
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	50
合　　計	200

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和 51 年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

２　その他

本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）を締結している県の機関 54 事業場に対して、協定に定める１年あたりの上限時間数の超過の有無及び休日勤務における勤務時間の超過の有無に関する調査（台帳調査）を実施した。

その結果、36 協定に違反し月間限度時間を超えて、時間外勤務を職員に行わせていた事業所１事業場に対して、36 協定の遵守について文書指導を行った。

五　平成 28 年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第１種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	１基	１基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711－１	―	１基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	―	１基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	―	２基
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北３丁目250	―	２基
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市江津260	―	１基
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	―	１基
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋堀廻り343	１基	―
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原７丁目13－４	１基	―
鳥取県立白兎養護学校	鳥取市伏野1550－１	１基	―
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水２－８	２基	―
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312－１	１基	―
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-１	―	１基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	１基	２基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	１基	―
合計	15事業所	９基	12基

第７章　公平委員会の事務の受託

一　概　　説

地方公務員法第７条第４項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二　受託団体

１　町　村

（平成 29 年３月 31 日現在）

団体名	所　在　地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富 675-1	昭和 29.10.　1
若桜町	八頭郡若桜町若桜 801-5	昭和 40.　4.　1
智頭町	八頭郡智頭町智頭 2072-1	昭和 40.　4.　1
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	平成 17.　3.31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬 999-2	昭和 29.10.　1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	平成 16.10.　1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万 591-2	平成 16.　9.　1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成 17.10.　1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	昭和 36.　1.10
大山町	西伯郡大山町御来屋 328	平成 17.　3.28
南部町	西伯郡南部町法勝寺 377-1	平成 16.10.　1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 37-3	平成 17.　1.　1
日南町	日野郡日南町霞 800	昭和 40.　8.　1
日野町	日野郡日野町根雨 101	昭和 40.　8.　1
江府町	日野郡江府町江尾 475	昭和 40.　8.　1
合　計	15　団　体	

２　一部事務組合

（平成 29 年３月 31 日現在）

団体名	所　在　地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215（みなとさかい交流館内）	昭和33. 4. 1
鳥取県町村職員退職手当組合	鳥取市東町１丁目271（県町村会内）	昭和37. 7. 1
鳥取県町村消防災害補償組合	鳥取市東町１丁目271（県町村会内）	昭和37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町１丁目１（米子市役所内）	昭和37.10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町 18-2	昭和47.11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原 1129-1（米子市淀江支所内）	昭和47.11. 1
八頭環境施設組合	鳥取市河原町渡一木 277（鳥取市河原町総合支所内）	昭和49.10.29
日野病院組合	日野郡日野町野田 332（日野病院内）	平成 8. 7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾 475（江府町役場内）	昭和42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺 377-1（南部町役場内）	昭和55. 4. 1
合　　計	10　団　体	

３　広域連合

（平成 29 年３月 31 日現在）

団体名	所　在　地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下 112（北栄町役場北条庁舎内）	平成10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺 377-1（南部町役場内）	平成11.10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島 500（湯梨浜町役場東郷庁舎内）	平成 19.12.20
合　　計	3　団　体	

三　受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第８条第２項）。

・勤務条件に関する措置の要求の審査
・不利益処分に関する審査請求の審査
・職員からの苦情処理
・職員団体の登録
・管理職員等の範囲の指定
・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査
・働きかけ規制違反行為の監視

四　受託事務の取扱状況

1　措置要求事案の取扱状況

平成２８年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

2　審査請求事案の取扱状況

平成２８年度においては、前年度からの係属事案０件、年度中の新規申出事案１件、年度中の処理事案１件、年度末の未処理事案は０件となっている。

平成２８年度中処理事案

事　案　名	審査請求人 審理方法	処分者	審査請求の趣旨	裁決結果	受理年月日 処理年月日
平成 28 年(審)第２号事案	A 書面審理	B	分限降任処分の取消	処分取消	平成 28 年５月 19 日 平成 29 年２月 16 日

3　苦情申出事案の取扱状況

平成２８年度においては、前年度からの係属事案０件、年度中の新規申出事案１件、年度中の処理事案１件で、年度末の未処理事案は０件となっている。

平成２８年度中処理事案

	申 出 人 受付方法	申出の内容	処 理 結 果	受 付 年 月 日 処 理 年 月 日
平成２９年－１号	A 書面	給与に関する疑問及び不満	申出人への聞取及び助言	平成 29 年２月１日 平成 29 年３月７日

(注)　申出人が特定される事項等については記載しない。

4　職員団体の登録状況

(1)　職員団体の登録状況

(平成 29 年３月 31 日現在)

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の　別	登　録年月日	法人格の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-１ 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-２ 三朝町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-２ 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-５	単位団体	昭和	無

		若桜町役場内		41.10.11	
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-１ 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.１.16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-３ 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57.２.６	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57.10.29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61.３.24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-１	単位団体	昭和 63.12.27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 ２.10.26	無
41	八頭町図書館司書職員労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22.１.19	無
43	琴浦町臨時・パート職員労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26.２.27	無

(2)　平成 28 年度の登録申請取扱件数

区　　分		件　数
新　規　登　録		0
変 更 登 録	役 員 変 更	17
	規 約 変 更	1
解　　散　　届		1
合　　計		19

5　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第３条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

平成 28 年度に当該認証を行った例はない。

6　管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している

地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年人事委員会規則第 31 号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

平成 28 年度の人事委員会規則の改正は、２件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1　人事委員会委員　　（平成 29 年４月１日現在）

職 名	氏　　名	任　　期	左のうち委員長任期
委員長	上田　博久	1 期目　平成 26. 7. 5～27. 7. 22 2 期目　平成 27. 7. 23～31. 7. 22	1 期目　平成 28. 9. 9～29. 9. 8
委　員	中原　都	1 期目　平成 22. 7. 19～26. 7. 18 2 期目　平成 26. 7. 19～30. 7. 18	
委　員	曽我　紀厚	1 期目　平成 19. 7. 1～21. 10. 20 2 期目　平成 21. 10. 21～25. 10. 20 3 期目　平成 25. 10. 21～29. 10. 20	1 期目　平成 20. 8. 17～21. 8. 16 2 期目　平成 21. 8. 17～22. 8. 16 3 期目　平成 22. 8. 19～23. 8. 18 4 期目　平成 23. 8. 26～24. 8. 25 5 期目　平成 24. 8. 27～25. 8. 26 6 期目　平成 25. 8. 27～26. 8. 26 7 期目　平成 26. 8. 29～27. 8. 28 8 期目　平成 27. 9. 3～28. 9. 2

2　事務局職員

職　　名		氏　　名	就 任 年 月 日
事　務　局　長		今　岡　誠　一	平成 29 年４月１日
次長（兼任用課長）		山　添　　久	平成 29 年４月１日
任用課	（課　　長）	山　添　　久	平成 29 年４月１日
	係　　長	富　山　哲　明	平成 27 年４月１日
	係　　長	湯ノ口　　修	平成 28 年４月１日
	主　　事	末　次　正　和	平成 27 年４月１日
	主　　事	小　柴　千　夏	平成 29 年４月１日
	非　常　勤	田　中　奈津枝	平成 29 年４月１日
給与課	課　　長	吉　野　一　朗	平成 26 年４月１日
	係　　長	足　立　陽　子	平成 29 年４月１日
	係　　長	古　川　真　史	平成 27 年４月１日
	主　　事	青　砥　恵　子	平成 26 年４月１日
	主　　事	尾　﨑　結　子	平成 26 年４月１日
	主　　事	山　名　毅　史	平成 27 年４月１日

（参考）転出職員

職　　名	氏　　名	転 出 年 月 日	転　出　先
事務局長	三王寺　由　道	平成 29 年４月１日	雇用人材局 局長
給与課　係長	牧　田　茂　人	平成 29 年４月１日	中部県税事務所 係長
任用課　主事	太　田　裕　恵	平成 29 年４月１日	東部県税事務所 主事
任用課　主事	河　崎　卓　哉	平成 29 年４月１日	ささえあい福祉局 障がい福祉課 主事